平成26年9月22日 第11621号

σ	0		0	0	\circ	0	0	0	0	0			l l	
の 完 了	開発		保 安 林	"	"	"	保 安 林	"	保 安 林	土地				ð
	許可をつ		の解				外の指定		外の指定	土地改良区			1	Ц
	を受けた	公公	除予定				施		定予定	の 解 散	告	目	ļ	Į.
	開発行	告】					業要件の				示】	次	,	県公
	為に関						の変更予定							
	開発行為に関する工						定						7	设
	事												. 1	発 行
	建 築 指		11	"	"	IJ	II	IJ	治山課	耕地課		担当課(室)	ļ Į	岡 山 県
	築指導課												ļ	県
												主	7	3
														目
														次
														担业
														当課(
														室)

◎岡山県告示第四百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第一項第一号の規定により、

土地改良区が次のとおり解散した。

平成二十六年九月二十二日

土地改良区の名称

高谷池土地改良区

津山市山北五二—一〇

土地改良区の所在地

平成二十六年六月二十九日

岡山県知事 伊

.山県告示第四百八十三号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

か のとおり保安林の指定をする予定である旨の 通 知があった。

平成二十六年九月二十二日

保安林予定森林 \mathcal{O} 所在場所

木

太

高梁市成羽 町坂本字上光川北三〇一 <u>=</u> 兀 0 <u>=</u> O 兀 \mathcal{O}

立木の伐採の方法

(2)(1)主伐に係る伐採種は、 定めな

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町村に係

(3)間伐に係る森林は、

立木の伐採の

次のとおりとする。

保安林予定森林 0 所 在場所

新見市大佐大井野字杣谷二〇

かん養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 £ のとする

(3)伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の 限度並び 方法

所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は省略し、

その関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び新見市役

2

◎岡山県告示第四百八十四号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十六年九月二十二日

木

太

保安林予定森林の所在場所

津山市阿波字大瀧三七〇二の

字ヲナシ尾三七〇四の二

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、 択伐による。

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

及び 市役所に備え置い

◎岡山県告示第四百八十五号

二十九 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があ

平成二十六年九月二十二日

木 太

の図に示す部 分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

伐採の方法

(1)の森林については、 主伐は、 択伐による。

岡山市 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定めない

(3)(2)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の 限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

のとおりとする。

 \mathcal{O} 図 及び 「次のとおり」 は省 その 面 及び

山市役所に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百八十六号

二十九 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十六年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

矢掛町(次の図に示す部分に限る。) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在

一 保安林として指定された目的

水源の かん着

変更後の指定施業要件

)の主張の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をすることができる立(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木は、 ものとする。 当該立木の所在する市町村に係る

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

掛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百八十七号

二十九 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十六年九月二十二日

木 太

保安林として指定された目的

の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

主伐に係る伐採種は、 定めな

立木の伐採の方法

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

掛町役場に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百八十八号

二十九 予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

平成二十六年九月二十二日

木 太

の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 定めな 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

掛町役場に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百八十九号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年九月二十二日

解除予定保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字イ割五三二八の八四、

五三二八の

原木

太

水原のかん養

角隊の理由

三

林道用地とするため

[四二九] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年九月二十二日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一九-五、 一六二二—一〇、 一六二二—

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区高柳西町一

一八グランシャリオ高柳二〇一

.

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第一三三号